

申請について（令和6年4月5日更新）

申請内容	該当書類	提出期限
➤ <u>4月1日からの新規指定※1</u>	➤ 指定申請書等一式 ➤ 介護給付費等算定に係る体制届出書（現様式）	令和6年2月29日（木）
➤ <u>指定更新</u>	➤ 指定（指定更新）申請書 ➤ 別紙（指定を受けている他事業等） ➤ 連絡先などについて ➤ 指定に係る記載事項 ➤ 誓約書(第36条関連)	【障害者】 令和6年2月29日（木） 【障害児】 令和6年2月22日（木）
	➤ 介護給付費等算定に係る体制届出書（新様式）	<u>令和6年4月19日※</u> まで
➤ <u>新規加算</u> ➤ <u>加算内容の変更（主として増加等）</u>	➤ 介護給付費等算定に係る体制届出書（新様式） ➤ 必要書類	<u>令和6年4月19日※</u> まで
➤ 変更届 ➤ 廃止届 ➤ 休止届 ➤ 報酬の減算	➤ 各必要書類	通常どおり 変 更...発生後 10日 以内 廃止・休止...1か月前 減 算...発生した日

※ 前年度の実績により算定される報酬区分、令和6年4月から創設された加算および前年度から要件が変更となる加算について、4月1日まで遡って加算可能

※ 令和6年 **5月から加算を得る場合は、令和6年4月15日までに提出・受理されなければ適用されません。**特に、**5月1日に指定**を予定されている事業所におかれましては、**必ず15日までに提出**ください。